第四条　検査法施行令別表の三の項（一）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　細菌製剤であって、戦時において使用することにより、人間若しくは動物に被害を及ぼし、装置の機能を妨げ、農作物に被害を及ぼし、又は環境を害する効果を増大するよう改良したもの

二　ウイルスであって、アフリカ豚コレラウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、跳躍病ウイルス、テッシェン病ウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、トリインフルエンザウイルス、豚コレラウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンターンウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ホワイトポックスウイルス、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー渓谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラッサ熱ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス又はロシオウイルス

三　細菌であって、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケッチア、コレラ菌、塹壕熱リケッチア、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌血清型O一五七、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、ブタ流産菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、野兎病菌、類鼻疽菌又はロッキー山紅斑熱リケッチア

四　毒素（免疫毒素を除く。）であって、アブリン、ウェルシュ菌毒素、HT―二トキシン、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、T―二トキシン、テトロドトキシン、ベロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素又はミクロシスチン

五　細菌又は菌類であって、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトトリクム・コフェアヌム・バラエティー・ビルランス、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ、ザントモナス・キャンペストリス・パソバー・シトリ、ピリキュラリア・オリゼ、ピリキュラリア・グリセア、プクシニア・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス又はミクロシクルス・ウレイ

六　第二号、第三号若しくは前号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第四号若しくは前条第一項第一号リ若しくはヌに該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。）

七　第二号、第三号若しくは第五号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第四号若しくは前条第一項第一号リ若しくはヌに該当するものを産出させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物（微生物を含む。）

2　検査法施行令別表の三の項（二）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設用及び内蔵型の高性能粒子補足器フィルター用の装置

ロ　クラス―Ⅲ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ（軟膜式アイソレータ、ドライボックス、嫌気性チャンバー、グローブボックス及びラミナ気流式フードを含む。）

二　密閉式の発酵槽であって、容量が一〇〇リットル以上のもの又は化合処理を特別に促進し、若しくは混合用に使用するために設計された発酵槽であって、容量が二〇リットル未満のもの

三　連続式の遠心分離機であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの

イ　流量が一時間につき一〇〇リットルを超えるもの

ロ　研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの

ハ　メカニカルシールで軸封をしているもの

ニ　定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

四　クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　有効ろ過面積の合計が五平方メートル以上のもの

ロ　定置した状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

五　凍結乾燥器であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　二四時間につき五〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満の氷を作る能力を有するもの

ロ　蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

六　完全な又は部分的な換気装置を有する防護服

七　粒子状物質の吸入の試験用の装置であって、吸入室の容積が一立方メートル以上のもの

八　細菌製剤散布用に設計した噴霧器

九　微生物又は毒素をマイクロカプセル状に加工するための装置であって、粒径が一〇ミクロン以下の微生物又は毒素に使用することができるもの（次に掲げるものを含む。）

イ　界面重合法を用いるもの

ロ　相分離法を用いるもの

第五条　検査法施行令別表の四の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　ロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）、試験装置若しくはこれらの部分品

二　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機

三　エアゾールを噴霧できるように設計した無人航空機であって、燃料の他に粒子又は液体状で二〇リットルを超えるペイロードを運搬することができるもののうち、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するもの又は娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く。）

イ　自律的な飛行制御及び航行能力を有するもの

ロ　視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの

四　次のいずれかに該当する物資又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる物資であって、次のいずれかに該当するもの

（一）多段ロケットの各段

（二）固体ロケット推進装置又は液体ロケット推進装置であって、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの

ロ　五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる物資であって、次のいずれかに該当するもの

（一）再突入機

（二）再突入機の熱遮へい体（セラミック又はアブレーション材料を用いたものに限る。）又はその部分品

（三）再突入機のヒートシンク又はその部分品

（四）再突入機に使用するように設計した電子機器

（五）誘導装置であって、飛行距離に対する平均誤差半径の比率が三・三三パーセント以下のもの

（六）推力の方向を制御する装置

（七）弾頭又はその安全装置若しくは起動装置若しくは信管若しくは点火装置